

令和5年度

東近江市中心市街地商業等空店舗再生支援事業補助要領

中心市街地内にある空店舗を利用して開業する事業者に対して支援し、地域商業の活性化を図ります。

○補助内容

中心市街地にある空店舗を利用して開業する事業者に対して、店舗改修費用の50%を補助する。

ただし、補助金額が300万円を超える場合は、300万円を限度額とする。

○補助対象者（＊補助対象者は、すべての要件を満たしている人）

- ・市の中心市街地商業等集積地域（別表）内にある建物（半年以上営業や居住していないもの）を改修し、店舗として利用し事業を行う者
- ・小売業、飲食その他のサービス業を営む者（週3日以上継続して3年以上営業ができる者に限る。）
- ・市税に滞納がない者
- ・空店舗の所有者若しくはその配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族と生計を一にしていない者（法人にあっては、これらの者が所属していない法人）

○補助対象工事

補助対象者が市内工事業者と契約して行う改修工事（未着手の工事に限る。）

ただし、50万円以上の改修等工事費を要し、かつ、令和6年3月末日までに工事完了の実績報告書を提出できる工事に限る。

※併用住宅（住居兼店舗）の場合は、非住居部分に関する店舗改修等工事のみ対象になります。

※都市計画法や建築基準法等の法令に違反した物件は対象になりません。

※市等の制度で他の補助等を受ける場合は、補助対象なりません。

○受付期間 令和5年4月24日（月）～令和6年1月31日（水） *土日祝日を除く。

※申請受付後、別途開催する審査会でプレゼンテーションをしていただきます。この審査会により補助の可否を決定します。

※当補助金の予算額に達した場合は、受付を終了します。

補助対象となる工事内容

店舗の安全性、耐久性又は営業収益を向上させるために行う改修等工事で、市内工事業者により施工される工事

- ・床、壁、天井等の張替え
- ・手すりの設置や段差解消工事
- ・屋根又は瓦の改修工事
- ・外壁の塗装工事
- ・店舗周辺の外構工事又は舗装工事
- ・給排水設備工事
- ・電気設備工事
- ・建物の一部を増改築する工事

補助対象とならない工事及び経費

- ・補助金交付決定の前に着手した工事
- ・新築工事
既存店舗のない土地に新たに店舗を建築する工事又は既存店舗を解体し、新たに店舗を建築する工事
- ・備品の購入費用
- ・家電製品等の簡易な取付に係る費用
- ・土地の購入費、仮店舗及び仮設に関する費用、工事用機械、用具の購入費、領収書等で使途が明確にできない費用

受付場所及び問合せ：東近江市商工観光部商工労政課（東近江市役所本館2階）

☎：0748-24-5565 IP：050-5802-9540

※提出書類は東近江市ホームページからダウンロードできます。

裏面（受付の流れ）・別表をご覧ください

受付の流れ

①補助金交付申請書の提出 · 工事着工前に、以下の書類を添えて「交付申請書」を提出してください。

○提出書類

補助金交付申請書

事業計画書

※内容及び金額の内訳が分かること。

※施工業者の所在地（市内）が記載されていること。

店舗の所在地が分かる位置図

改修等に係る工事の見積書

改修箇所を明示した図面

店舗の賃借又は売買契約書の写し

改修予定箇所の写真

※撮影日付の入ったもの

住民票記載事項証明書（個人の場合）

定款及び登記事項証明書（法人の場合）

※申請者分、登記事項証明書は原本

（定款の写しには、原本証明をしてください。）

市税を滞納していない証明書

※申請者分、コピー不可

（法人の場合は、法人及び代表者個人の分）

税務署が受理したことがわかる開業届出書の写し
(個人事業主のみ)

※実績報告書の提出時でも可

決算書の写し（創業の場合は不要）

個人の場合は前年分の確定申告書及び収支内訳書

※税務署印があるもの

電子申告のときは、完了証明の書類を添付

法人の場合は、直近1期分

（決算書の写しには、原本証明をしてください。）

補助金交付に伴う審査に必要となる個人情報等確認同意書（様式第3号）

②書類審査及び現場確認

③審査委員会の開催

※提出書類及び申請者からのプレゼンテーションにより、審査委員会において審査を行います。

④補助金交付の可否の決定

⑤工事着工・工事完了

⑥実績報告書の提出

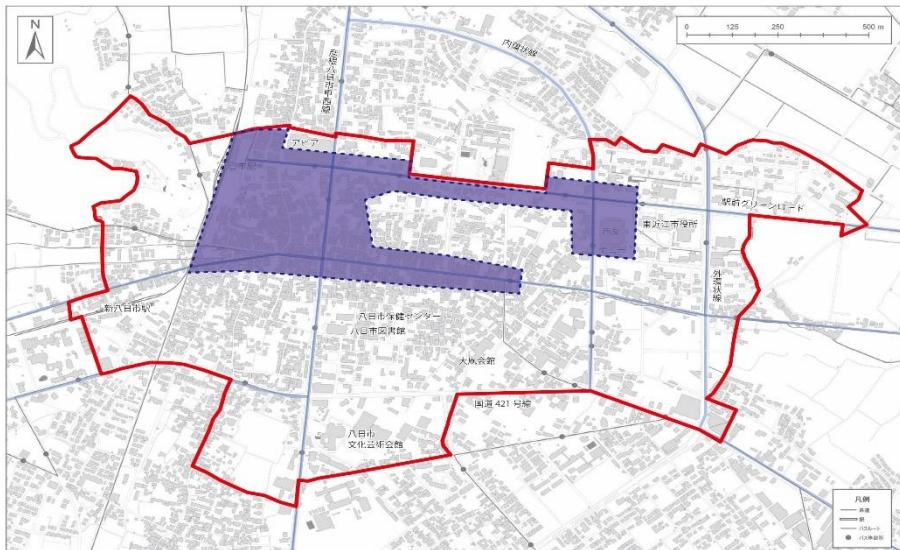
※交付決定にあわせて必要な提出書類は案内します。

⑦確定通知書の交付

⑧交付請求書の提出

⑨補助金の交付

（別表）補助金交付対象地域 中心市街地商業等集積地域・・近江鉄道八日市駅前周辺



中心市街地計画地域

中心市街地商業等集積地域
(補助金交付対象地域)